



P2 第13回
通常総会次第(案)

P3 令和6年度
向島法人会事業計画

P4 令和6年度
税制改正大綱
— 法人会の税制改正提言 —



P6 都税事務所だより
5月は自動車税種別割の
納期です

P7 税務署だより
国税職員採用募集

P8 第23回 **墨東企談**



かわいく美味しく。
東向島の知る人ぞ知る
パンとスイーツ「KOU Bakers」

向島法人会
だより
**特別
クーポン**
詳しくは中面を
ご覧ください。

P10 税務連絡協議会
賀詞交歓会



災害ボランティア
センター
立ち上げ訓練参加



春のそよかぜ
つながるフェス
キッズダンス



P11 税法研究部会・
源泉研究部会 合同
バス見学研修会



墨田区
社会福祉協議会へ
杖を寄贈



従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは **TTK** 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



一筆啓上

自助、共助について
現在、私たちの暮らす向島地区でもコミュニティが薄れていると言われていました。
関東大震災から百年が過ぎている現在、再び大震災が起きることを想定して自助、共助を心がけることが大切です。
耳新しいところでは、能登半島地震による多数の犠牲者、家屋の倒壊等が起こっています。
自助とは自分で身を守ることで、これは誰もが理解しているでしょう。
共助とは家族、近隣住民、コミュニティ等による助け合いです。普段から、近所の方たちとはコミュニケーションをとる事が心がける必要があると思います。
大災害が起こった場合、消防、警察、自衛隊等の公助は時間がかかります。
法人会活動を通しての、コミュニティ作りを考えて行くことも大切ではないでしょうか。
皆様と共に、知恵を出し合っていければと思います。

墨田第3支部 伊藤 良雄

令和6年度 向島法人会事業計画

向島法人会は全法連の定める理念に則して、全国の法人会と連携しながら、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及、納税意識の高揚等、税の活動を中心に企業の発展を支援する為の活動を行っています。向島法人会は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の積極的な開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育、更には企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。

昨年はコロナ以前の事業活動に戻すことができました。今年も各種事業開催に伴う会員増強に力を入れ、なお一層「無理なく、無駄なく」をスローガンとして楽しい会活動を展開してまいります。会員の皆様におかれましては今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

1 事業の活性化

- 税に関する事業活動の強化
- 交流事業の積極的な促進
- 会員増強と経営者大型保障制度加入勧奨運動の強化
- 広報活動の強化

2 財政の再建

- 経費削減
- 各事業を見直し、収支バランスを考えた実費負担
- 借入金の縮小

令和6年度 事業計画は次のとおりです。

公益目的事業 1 1. 税知識の普及活動

- (1) 新設法人説明会・決算法人説明会の開催
- (2) 税務懇談会の開催（支部・ブロック・部会）
- (3) 税法・源泉部会研究会
- (4) 租税教室の開催

2. 納税意識の高揚活動

- (1) 「税を考える週間」くらしと税金展・納税表彰・記念講演会
- (2) 広報誌による税情報の発信
- (3) 税に関する絵はがきコンクール
- (4) ホームページによる税情報の発信

3. 税制税務の調査研究と提言

- (1) 提言の取り纏め活動と提言要請活動
- (2) 税務行政での定期的協議
- (3) 全国大会・全国青年の集い・全国女性フォーラム

公益目的事業 2 2. 企業の健全な発展に資する事業

- (1) 簿記会計講座の開催
- (2) 経済セミナー
- (3) 自主点検チェックシートの活用推進
- (4) 経済講演会の開催

公益目的事業 3 3. 地域社会への貢献活動

- (1) チャリティ・クリスマスの開催
- (2) 災害復興支援活動
- (3) 地球温暖化対策報告書の提出推進活動
- (4) 地域交流イベントとボランティア活動

収益事業

公益事業等を推進補完する事業

- (1) 賃貸事業・貸し会議室
- (2) 受託事業（間税会・優申会）

会員の交流に資する事業

- (1) 賀詞交歓会の開催
- (2) 移動研修会（バス見学研修会）の開催
- (3) ボウリング大会の開催
- (4) チャリティ・ゴルフ大会の開催
- (5) ビーチボールバレー大会の開催
- (6) 観劇会の開催

会員の福利厚生に資する事業

- (1) 経営者大型保障制度の普及推進事業
- (2) 経営保全プランの普及推進事業
- (3) がん保険制度の普及推進事業
- (4) 貸倒保障制度（取引信用保険）の普及推進事業
- (5) 人間ドック
- (6) その他福利厚生に資する事業

法人会の目的達成のための事業

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 委員会・支部長会ほか役員会の開催
- (4) 上部機関の諸会議への出席
- (5) その他事業に必要な施策事項の検討
- (6) 組織強化、会員増強運動

第13回

通常総会次第(案)

開催日 令和6年 6月5日(水) 16時00分

場所 東京東信用金庫 8階大会議室

受付 15時30分

次第

第一部 審議事項

16時00分～17時00分

表彰(大型保障) 表彰伝達

- 1 定足数報告
- 2 開会の辞
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人選出
- 5 議事

●第1号議案

令和5年度
事業報告承認の件

●第2号議案

令和5年度
決算報告及び監査報告承認の件

(報告事項)

- (1) 令和6年度 事業計画報告の件
- (2) 令和6年度 予算書報告の件

- 6 来賓祝辞 向島税務署長 様
- 7 会長挨拶
- 8 閉会の辞

第二部 報告・祝辞

17時00分～18時30分

- 1 開会挨拶
- 2 会長挨拶
- 3 来賓紹介
- 4 来賓祝辞
墨田都税事務所長 様
墨田区長 様
墨田区議会議長 様
向島税務連絡協議会長 様
- 5 祝電披露
- 6 乾杯
- 7 祝宴
- 8 閉会挨拶
- 9 木遣り

令和6年度 税制改正大綱 ー 法人会の税制改正提言 ー

法人には朗報！ 交際費から除外される飲食費等の金額が5,000円から10,000円に倍増！

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) 交際費等の損金不算入制度の延長と改正
 交際費の損金不算入制度の適用期限については、令和9年3月までを開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2) 賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。①原則的なルール
 税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に依りて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乗せされます。

継続雇用者給与総額	3%以上
	4%以上
控除率	5%以上
	7%以上
	10%以上
教育訓練費	10%超
	15%超
	20%超
女性活躍・子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援はプラチナえるのぼし、子育て支援はプラチナくるのぼし、要件
 ②従業員数2,000人以下の法人向けルール
 青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合、継続雇用者給与総額の増加率に応じた控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者給与総額	3%以上
	4%以上
控除率	10%
	20%
	30%
教育訓練費	10%超
	15%超
女性活躍・子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援はえるのぼし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるのぼし、要件
 ③中小企業向けルール
 資本金1億円以下の中小企業向け

の措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	1.5%以上
	2.5%以上
控除率	15%
	30%
	45%
教育訓練費	10%超
	15%超
女性活躍・子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援はえるのぼし2段階目以上、子育て支援はくるのぼし認定が要件
 上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月末までに認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4) インベシヨンボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。インベシヨンボックス

の間、居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは①住宅内における子どもを事故を防止するための工事、②対面キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部界壁床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定改修工事をした場合の特別控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置
 宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1) プラットフォーム課税の導入
 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用サービスの提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を受取るものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用サービスの提供について適用されます。

(2) 国外事業者に対する事業者免税点制の見直し
 ①特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。②新規設立法人に対する納税義務の免除の特例についても、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。③特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲にその事業者の国外分を含む収入金額が5億円超である者

又課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。
 青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入が可能です。

(6) 外形標準課税

法人が有する市場暗号資産の期末における評価
 法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法か②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(7) 倒産防止共済の損金算入の制限
 独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1) 事業承継税制の改正

が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられる。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(2) 高額特定資産の見直し
 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分が適用されます。

(3) 国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてP/Eを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4) 高額特定資産の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分が適用されます。

(5) 適格請求書発行者以外の方から行った課税仕入れ

一件の適格請求書発行者以外の方からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超過部分の課税仕入れについては80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6) 自動販売機特例の住所の記載

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…

T・I・S 税理士法人
 税理士 飯田聡一郎
 TEL 03-5336633-59558
 HP FAX 03-5336633-54449
<http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

所得税関係

(1) 定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2) 適格ストックオプション税制の改正

①適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしなければならぬなどの要件が不要とされます。②年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。
 (イ) 設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円

(2) 住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長
 直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・ 断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上	・ 断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上
・ 断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上	・ 断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

(3) エンジエル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

(4) 住宅ローン減税の改正

認定住宅等を取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。
 ①40歳未満であって配偶者を有する者
 ②40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5) 既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月ま

国税職員採用募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ 人事院国家公務員
試験(採用NAVI)



◆ 採用関係
お役立ちリンク集



◆ Web-TAX-TV



各試験区分	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※令和5年度の実施状況
受験資格	1 令和6年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(令和3年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和7年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	令和5年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和6年6月14日(金)9時～6月26日(水)[受信有効]	令和5年7月24日(月)9時～8月14日(月)[受信有効]
1次試験	令和6年9月1日(日)	令和5年10月1日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
2次試験	令和6年10月9日(水)～10月18日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和5年11月3日(金)、4日(土)、5日(日)、11日(土)又は12日(日)で指定する1日
	人物試験、身体検査	人物試験
3次試験		令和5年12月上旬又は中旬で指定する1日 総合評価面接試験
合格発表	令和6年11月12日(火)	令和5年12月21日(木)

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、令和5年度の実施状況を記載しています。
令和6年度の試験概要については、令和6年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。



都税事務所だより

—都税についてのお知らせ—

5月は自動車税種別割の納期です

令和6年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月1日(水)に発送します。
5月31日(金)までにお納めください。

＜ご利用になれる主な納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

都税の納付はキャッシュレスがおススメ！！



※地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることも納付できます。
詳細は主税局HPをご覧ください。



他にも金融機関の窓口・ATMまたはコンビニエンスストアでも納付いただけます。

～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。
(ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。)
車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 (平日9時～17時)

主税局HP
都税の支払い方法



都税がスマホ決済アプリで納付できます

- いつでもどこでも簡単にスマホで納付ができます。
- スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 手数料はかかりません。



利用できるアプリ



注意事項

- 領収証書は発行されません。
 - 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
 - バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
- 主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください。

※地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることも納付できます。
利用できるスマートフォン決済アプリは地方税共同機構HPをご覧ください。
(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

【問合せ先】

固定資産税・都市計画税/納税について：墨田都税事務所 電話 03-3625-5061

経営者インタビュー

パンとスイーツ KOU Bakers

明治通り沿いの二階にただずむ隠れ家的なパンとスイーツのお店「KOU Bakers」。今回はお店の共同オーナーの郡司さんと石川さんにお店の魅力を語っていただきました。



KOU Bakers 経営者
パン担当
郡司さん

かわいく美味しく。
東向島の知る人ぞ知るベーカリー「KOU Bakers」

誰でも安心して食べられる
パンとお菓子を提供したい。

すごくかわいらしい雰囲気のお店ですね。

石川：女性のお部屋みたいな雰囲気にしたいなと思って飾り付けをしていたら、ピンクをたくさん使ったお店になりました。

郡司：お客様も女性のママ世代の方が多く、雰囲気のにも合っているかなと思います。

おすすめのメニューのご紹介をお願いします。

石川：おすすめはハミングバードカップケーキ。スパイスやいるんなフルーツが入ったカップケーキです。他にもシフォンケーキやラムレーズンバターサンド、フロランタンも人気があります。こだわりとしては、市販の物に比べて甘さ控えめに作っています。健康志向とまではいえないんですが、なるべく安心して食べられるものを提供したいので、できるだ



ハミングバードカップケーキ

け国産や添加物が入っていない材料を選んで、シンプルな美味しさを表現するようにしています。



枝豆チーズベーク

郡司：枝豆チーズベークとキューブあんぱんは人気があります。お惣菜パンでマヨネーズが入っているもの以外は、アレルギーがあるお子様でも食べられるようにパン生地にも卵を使っています。育児をしていると身近に卵アレルギーを持ったお子さんが結構おられます。皆さんが安心して食べられるものをというところはやはりこだわっていますね。

自分のお店をやるのが
ずっと夢だった。

お店を開いたきっかけを教えてください。

石川：別のパン屋さんで同僚として働いていたのですが、そこが閉店することになったのがきっかけですね。

今後どんなお店にしていきたいですか？

石川：ケーキやクッキーをイベント用に大量に作って欲しいというご相談も多いので、柔軟に対応していきたいですね。先日もパーティー用にオーダーメイドのクッキー詰め合わせを100セット作ったり、卒業式の記念に梅の花を形どったクッキーを作らせていただきました。



クッキーの詰め合わせ

地元の皆さんに支えられていることを
日々実感。

この場所でお店をやると思った理由はありませんか？

石川：お互いの家から自転車でも来れるというのが大きいか。家庭があるので無理せず通勤できるというのも大切にしました。

郡司：二階で少しわかりにくいかなと思っていたのですが、ありがたいことに看板を見て通りすがりに入ってくる方が多いです。近所のママさんがリピーターとしてよく来てくださいますね。

石川：女性だと友達とお茶するときにお土産でお菓子やパンを持っていったりするじゃないですか。お土産でKOUのパンやお菓子を初めて食べてくださった方がお店に買いに来てくれる。というサイクルが生まれていて、地元の皆さんにはすごく感謝しています。

郡司：あと、前職の同僚のつながりも強いですね。閉店したパン屋の同僚で、私たちみたいにこのエリアでカフェやイタリアンのお店を開業した方がいて、KOUのパンやお菓子を仕入れてくださっています。地元でこのように繋がりが自然と育ってきていて、私達には欠かせないものになっていますね。



〈キリトリ〉

向島法人会だより
特別クーポン!

券1枚につき

10%OFF

有効期限
2024年7月31日まで

〈キリトリ〉

- このクーポンをご持参の方のみ有効です。
- お一人様1回限りとさせていただきます。
- KOU Bakers様のご厚意で発行していただいているクーポンです。ルールを守ってご利用ください。

KOU Bakers

〒131-0032

東京都墨田区東向島2丁目-39-8-201

営業時間：火・土 11:00~18:00

instagram.com/kou.bakers/

税務連絡協議会 賀詞交歓会

令和6年1月10日(水)午後5時より、税務連絡協議会主催による賀詞交歓会が曳舟文化センターにおいて開催されました。
当日はご来賓の皆様による新年挨拶の後、コロナ禍後4年ぶりに懇親会が開催され、出席した120余名の方々に祝宴は大いに賑わいました。
最後は毎年恒例の木遣りで締めとなり、今年の間出を祝しました。



災害ボランティアセンター 立ち上げ訓練参加

令和6年1月27日(土)
9:00~13:00
すみだボランティアセンター
社会福祉協議会全職員
本所法人会青年部・向島法人会
墨田区災害ボランティア登録者

令和5年5月向島法人会は、地域社会貢献活動の一環として、墨田区社会福祉協議会と「災害時等における協力に関する協定」を締結しました。

そこで初めて初期立ち上げ訓練に高橋会長、板垣副会長、内田副会長で参加しました。
総勢40名の参加者が6班に分かれ、受付、ニーズ、マッチング、送り出し、資材、各班、ボランティア役をそれぞれ順番で体験しました。能登地震もあり訓練とはいえ真剣な取り組みでした。
災害はいっ起こるかわかりません。貴重な体験となりました。



税法研究部会・ 源泉研究部会 合同バス見学研修会

令和6年3月6日(水)。小雨降る中、15名バスにて佐原・銚子方面へ出発しました。
入れ歯を忘れた方、集合時間に遅れてしまった方もいましたが、無事出発。まずは車中にて税金クイズ、全問正解者もでてとても勉強になりました。

香取神宮では小雨の中参拝。お一人道にはぐれて14名で香取神宮搜索をしましたが、無事戻られて、佐原市内へ酒造見学。300年の伝統のうなぎ屋さんにて、うなぎを満喫。いちご狩りでは、とれたていちごを沢山頂き、銚子電鉄を応援すべく、濡れせんべい焼き体験。
小雨の中でしたが、和気あいあいと、またお一人様の搜索では向島法人会に絆を感じた研修会でした。

内田淳



墨田区社会福祉協議会へ 杖を寄贈

今年も社会福祉への協力、地域貢献の一環として、チャリティゴルフとチャリティクリスマスを開催して参加者に募金を募りました。
集まった募金をもとに墨田区社会福祉協議会へ杖100本を寄贈しました。またそのお礼として社会福祉協議会から感謝状を授与されました。



春のそよかぜつながるフェス キッズダンス

3月23日(土)、隅田公園そよかぜ広場にて開催された「春のそよかぜつながるフェス」にて、今年も向島法人会会員のキッズダンススクールのS.D.Sが迫力のパフォーマンスを披露しました。

当日は天候がはつきりせず開催が心配されましたが、総勢92人が見事なフォーメーションとキラのあるダンス、リズムに乗って40分間ノンストップで踊り、大勢の観客の声援と共に大いに盛り上がりました。

あいにく桜は間に合いませんでしたが、役員、青年部、女性部の方々に手伝いいただきありがとうございました。



アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。
Aflac



〈引受保険会社〉

アフラック 東京総合支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。